

事 務 連 絡
令和6年2月2日

各都道府県 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

令和6年能登半島地震による被災者に係る利用料の取扱いにおける
国保連システムの対応について

標記については、「令和6年能登半島地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」(令和6年1月9日付け厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡)により、障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な者に対する利用料の支払い猶予に関する取扱いについて周知したところである。

この取扱いに関しては、「令和6年能登半島地震に伴う介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて(令和6年1月サービス提供分)」(令和6年2月2日付け厚生労働省障害保健福祉部企画課・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)においてお示しているが、国保連システムの詳細な対応については、障害福祉サービス事業者等における確認及び障害福祉報酬の請求等が円滑に行われるよう、別添のとおりとするので遺漏なきよう取り計らわれない。

また、都道府県におかれては、管内市町村及び事業所、国民健康保険団体連合会に周知されたい。